

答 申 書
(答申第21号)
平成18年6月2日

1 審査会の結論

受理・処遇会議カード等を一部開示とし、自閉症の定義について書かれた公文書を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、①処遇会議資料(平成17年度11月分)、②受理会議資料(平成17年度11月分)、③虐待事例検討会資料(平成16年度～17年11月30日まで)、④虐待防止支援ネットワーク会議資料(平成17年度～11月30日まで)、⑤離籍簿(児童虐待に関するもの、児童措置に係るもの、平成17年度～11月30日)、⑥虐待通告書(平成17年度～11月30日)、⑦虐待通告受付票(平成17年度～11月30日)、⑧児童の一時保護委託についての文書(2件)、⑨通告に基づく呼び出しに関する文書(2件)、⑩警察への援助依頼書(2件)、⑪措置決定通知書(入所開始、解除、変更、延長、停止各1件)、⑫研修資料(被虐待児童生徒が自閉症、アスペルガー症候群に関するもの、平成16年度～17年11月30日まで)、⑬自閉症の定義(採用しているもの)、⑭自閉症の診断手続(採用しているもの)である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、⑬〇〇児童相談所が採用している、自閉症の定義について書かれた公文書(以下「自閉症の定義文書」という。)については、実施機関が作成、取得していないことを理由として、条例第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件不存在処分」という。)を行った。

また、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、①②平成17年11月分の受理・処遇会議カード(39件)及び受理・処遇会議録(12件)、③平成16年度第1回から第3回まで及び平成17年度第1回児童虐待対応プロジェクトチーム検討会議の会議資料、④平成17年4月から11月30日までの虐待防止支援ネットワーク会議に係る資料(5件)、⑤平成17年4月から11月30日までの児童虐待、児童措置に係る(結果)復命書(32件)、⑥平成17年4月から11月30日までの虐待に係る児童通告書(2件)、⑦平成17年4月から11月30日までの虐待通告受付票(10件)、⑧虐待相談に係る児童の一時保護委託書(2件)、⑨虐待通告に基づく呼び出しに関する文書「相談について」(2件)、⑩警察への援助依頼書(2件)、⑪措置決定通知書(入所、解除、変更、延長、停止各1件)(以下「受理・処遇会議カード等」という。)、⑫「平成16年度治療施設専門研修」の研修資料、⑬「北海道児童相談所業務取扱要項」の医学診断について書かれた頁及び資料として同要項に基づく医学診断実施台帳の様式を特定し、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)、同項第3号に規定する非開示情報(以下「3号情報」という。)及び同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)が記録されていることを理由として、これに該当する情報を除いて一部開示決定処分(以下「本件一部開示決定処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件不存在処分の取消し及び本件一部開示決定処分のうち、本人、保護者、里親等の私人の氏名、生年月日、職業又は住所を除き、1号情報及び6号情報に該当しないとして、その処分の取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 本件不存在処分について

ア 異議申立人は、〇〇児童相談所は、独特の自閉症の定義をしている、ICD-10に準拠した理解をしていない、厚生労働省と異なる説明をしている、自閉症は精神疾患ではないと主張している〇〇児童相談所はICD-10に準拠しない自閉症の定義を使用していることは明らかであると主張する。

イ 実施機関は、自閉症の定義について特に法令上定められた基準は存在せず、実態としては、一般的に刊行されている「DSM-IV.TR」及び「ICD-10」に記載されている定義に準拠しており、異議申立人の主張は根拠がないと説明する。

ウ 自閉症相談については、児童相談所が指定する精神科医、小児科医等の医師が医学的判断の下、自閉症と診断したケースについて自閉症相談としているところであり、また、国際的なガイドラインとして市販されている「DSM-IV.TR」や「ICD-10」における自閉症の定義が広く用いられていることから、これらのガイドラインとは別に児童相談所が独自に自閉症の定義を定める必要はないものとする。

以上のことからすると、実施機関が、児童相談所では自閉症の定義を定めておらず、自閉症の定義文書は作成、取得していないとしたことに不自然、不合理な点があるとは認められず、自閉症の定義文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、受理・処遇会議カード等は、児童相談所の相談援助活動に伴って、児童相談所、市町村等関係機関及び警察が作成した記録であり、特定の個人が識別され得る詳細な個人情報が含まれ、かつその内容は通常他人に知られたいと認められるものであると説明する。

ウ 児童相談所の相談援助活動に伴って、児童相談所、市町村等関係機関及び警察が作成した記録には、児童、保護者又は通告者の氏名、住所、家族関係、相談の内容等ケースの概要、通告内容、虐待の状況、通告月日、面接月日、措置月日など、児童、保護者等に係る個人情報の一切が記録されている。

これらの情報は、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別される可能性のある情報であり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたいと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は、受理・処遇会議カード等が6号情報が記録されている公文書に該当するとも主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立書において、北海道の児童相談所の自閉症への対応について種々主張するが、本件一部開示決定処分に関連しない主張であるため、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 2 月 23日	<ul style="list-style-type: none">○ 諮問書の受理（諮問番号21）○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤公文書開示決定期間延長通知書の写し、⑥公文書一部開示決定通知書の写し、⑦異議申立ての概要、⑧理由説明書、⑨対象公文書の写し）の提出
平成18年 2 月 27日 （第 8 回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 新規諮問事案の報告○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成18年 3 月 22日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 審議
平成18年 4 月 21日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none">○ 審議
平成18年 5 月 29日 （第11回審査会）	<ul style="list-style-type: none">○ 答申案審議
平成18年 6 月 2 日	<ul style="list-style-type: none">○ 答申